

令和8年3月 定例教育委員会 議事録

日 時	令和8年3月30日（月）	開会 17時30分 閉会 18時42分
場 所	教育委員会室	
出席者	教育長	寺岡 悌二
	教育委員	福島 知克（教育長職務代理者）
	教育委員	山本 隆正
	教育委員	新谷 なをみ（議事録署名委員）
	教育委員	田中 淳子
事務局職員	教育部長	矢野 義知
	教育部次長兼図書館共創交流局長	稲尾 隆
	教育部次長兼教育政策課長	森本 悦子
	学校教育課長	宮川 久寿
	社会教育課長	津川 文隆
	図書館共創交流局参事兼図書館長	西澤 和江
	教育政策課参事	時松 哲也
	学校教育課参事	藤内 護
	学校教育課参事兼教育相談センター所長	藤原 良浩
	学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）	種村 由加
	教育政策課課長補佐兼教育政策係長	加藤 雄海
	教育政策課	佐藤 元昭
	傍聴人	1名
議事日程	第1	議事録署名委員の指名について
	第2	別府市公民館条例施行規則及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第11号】
	第3	別府市子どもの読書活動推進計画（第4次）策定委員会設置要綱の制定について【議第12号】
	第4	別府市文化財保護審議会委員の委嘱について【議第13号】
	第5	別府市特定事業主行動計画の策定について【議第14号】
報告事項	(1)	教育長による事務の臨時代理について【報告第2号】
	(2)	令和8年第1回市議会定例会について【報告第3号】
その他	(1)	別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について
	(2)	別府市フリースクール等民間施設運営支援補助金交付要綱の制定について
	(3)	4月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和8年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員にお願いいたします。

◎ 別府市公民館条例施行規則及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第11号 別府市公民館条例施行規則及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 1ページをご覧ください。議第11号につきましては、規定により議決を求めますのでございます。
今回の改正は、別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、当該条例施行規則に指定管理者制度の関係条項を新規で加えるものでございます。
詳しくは4ページの別府市公民館条例の新旧対照表をご覧ください。別府市公民館条例施行規則につきましては、第6条のあとに、第7条、委員会の承認を得て指定管理者が休館日、開館時間を変更できるという規定を盛り込むとともに、指定管理者制度を導入した場合の読み替え規定を加えております。続きまして、別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則についての改正部分です。こちらは6ページの新旧対照表をご覧ください。第8条のあとに、公民館条例の施行規則と同様の規定を加えております。内容は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第11号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第11号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市子どもの読書活動推進計画（第4次）策定委員会設置要綱の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第12号 別府市子どもの読書活動推進計画（第4次）策定委員会設置要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 では7ページをお開きください。議第12号につきましては、規定により議決を求めますのでございます。
詳しくは8ページをお開きください。別府市子どもの読書活動推進計画でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念にのっとり定めている1期5年の計画でございます。現在は第3次計画ということで、8年度に終了となります。このため、令和9年度から13年度の第4次計画を策定するため、別府市子ども読書活動推進計画第4次策定委員会を設置するものとし、その要綱を制定するものでございます。第2条にありますとおり、本策定委員会は第4次計画の案について検討を行い、その結果を教育委員会に報告することを所掌事務としております。第3条をご覧ください。委員は学識経験者、学校教育関係者、家庭教育関係者などから16人以内で構成し、教育委員会が委嘱することとなっております。委員の人選に関しましては、今後定例教育委員会にて提案をさせていただく予定です。9ページをお開きください。一番上にあります第4条をご覧ください。委員の任期でございます。委嘱の日から第4次計画案を教育委員会に報告する日までとなっております。以上、ご審議のほどよろしく願います。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第12号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第12号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第13号 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 11ページをお願いいたします。議第13号につきましては、規定により議決を求めますのでございます。

12 ページに委員の一覧を掲載しております。令和 8 年 4 月 1 日から別府市文化財保護審議会委員をお願いする方 10 名です。今回は本人の申し出により、これまで温泉地質を担当していただいた由佐悠紀委員が退任されます。残り 10 名の委員が再任です。任期は令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。13 ページに委員の皆様の経歴を掲載しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 植物の小田毅先生ですが、昭和 49 年度から委嘱ということで 50 年近くされておりますが、これは何か理由があるのですか。

社会教育課長 専門性の部分から継続された方がいいだろうということでお願いしております。今回再任されている方につきましては、特に本人の希望がなければ解任せずに、今までの経歴からお願いしているということでございます。

山本委員 再任の回数がある程度決められている会があったりしますが、この審議会については特に制限していないということですか。

社会教育課長 その点については、植物とか近代建築とか特に専門性の高い部分の委員でございまして、所見や知見等をいただく場合に経験がいきにくるところで、継続再任を妨げていないということでございます。

山本委員 きちんと理由を表したほうが良いと思います。

社会教育課長 分かりました。ありがとうございます。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 13 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 13 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市特定事業主行動計画の策定について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 14 号 別府市特定事業主行動計画の策定について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育部次長兼教育政策課長 議第 14 号につきましては、規定により議決を求めらるものがございます。

議案書 14 ページと別冊資料を併せてご覧いただけますでしょうか。平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法の法律の制定を受けまして、本市では平成 17 年度から 4 期にわたり別府市特定事業主行動計画を策定し、様々な子育て支援策に取り組んでまいりました。また、平成 27 年 8 月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、こちらも法律の制定がありまして、これに基づき平成 28 年度に別府市特定事業主行動計画を策定し、2 期にわたり女性職員の活躍状況や意見等を把握して女性職員が活躍できる取り組みを進めてきたところです。この 2 つの特定事業主行動計画は、相互に関連するものが多く密接に関係していることから、今期の改定に合わせて、個別にそれぞれ策定をしていた計画を統合して、具体的に策定及び推進することとしたものでございます。この計画は、各所属の任命権者による計画としまして、対象は各任命権者に任用された一般職の職員です。計画期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間ですが、この期間内におきましても、国の動向や計画の進捗状況に応じて必要な改定を行うこととしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 18 年前私が市に入ったときは、女性の課長や次長が 50 人中私を入れて 3 人でした。パーセンテージで言ったら 10%にも満たなかったのですが、今は 21.5%ということで、かなり女性の管理職も増えているということなんですね。どんな働きかけが効果があったかというようなことを精査して、こういう取組が女性管理職を増やしたというのがあれば、それを続けていけばいいのかなと思います。

**教育部次長兼
教育政策課長** ありがとうございます。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 14 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 14 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第 2 号 教育長による事務の臨時代理について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

教育部次長兼教育政策課長 報告第2号、教育長による事務の臨時代理についてご報告いたします。議案書の15ページをごらんください。本件につきましては、別府市教育委員会所管事務委任規則第4条第3項の規定に基づきまして、緊急やむを得ない事情により教育長が事務の臨時代理を行ったものについて、同規則第4条第4項の規定により委員会に報告をしまして承認を求めるものでございます。

この代理を行いました事務につきましては、次の16ページにございます最高教育A I 責任書補佐官の委嘱についてでございます。本補佐官は、最高教育A I 責任者である市長を補佐する役割で、昨年総合政策アドバイザーの陳内裕樹氏、及び株式会社 Doit 代表取締役の土井敏裕氏の2名を、すでに委嘱してございますが、3人目の補佐官として、別府市総合政策アドバイザーでいらっしゃいます浜崎真二氏を本年2月5日付で新たに委嘱したものでございます。任期は来年1月31日までを予定しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 今2人いらっしゃってこの方は3人目ですが、3人必要という理由などあれば説明していただきたいのですが。

教育政策課参事 市長が最高教育A I 責任者になっている案件でありますので、市長を様々な面からサポートできるような体制をと考えております。陳内さんは総合教育会議で一緒に議論されたように、全国的な知見も広くお持ちですし、中央の情報なども持っている方でございます。Doitの土井さんは、それをいかに教育の現場に、子どもたちの中に、どうやって具現化させていくかという教育の部分でご助言を賜る適任かなと思っております。浜崎さんは、この別府市の総合教育政策アドバイザーってということと、あとは別府市のOBでもございますので、このDXを現場に落とし込むのに、非常に地に足ついた指導をしていただけるといいますか、そういう面で学校現場に実際に何ができるのかというところで、高い理念と現実のところの部分というのは実は乖離があるので、そこの部分を埋めるのが実は非常に苦労するところなんですけども、その辺のところを繋いでいただくのに非常に力を発揮していただけるという方ですので、そのような形でも、広い知見の方、子どもの教育の部分、そしてそこの部分に上手に橋渡しをされる方、というような形でうまく役割分担ができるように、そのような認識を持っています。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか、では、他に質疑もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項(2)

寺岡教育長 次に報告第3号 令和8年第1回市議会定例会について報告します。詳細

は事務局から説明いたします。この件につきましては、事前にお配りした別冊資料「令和8年第1回市議会定例会資料」に教育委員会関連の質問と答弁の内容をまとめております。質問と答弁の中で、特に重要と思われるものを抜粋して事務局より説明させていただきます。

※ 各担当課より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課等より報告がございました。これより質疑を行います。各課長から説明があったもの以外でも結構です。何かございますでしょうか。

新谷委員 学校教育課の番号14番、才能発見プログラム事業について、もう少し詳しくお願いします。

学校教育課長 この事業は、先程申しましたように公立幼稚園全園児を対象に、子どもたちが持っている特異な才能を、できればこの早期の段階で発見をする。例えば将棋が得意であるとか何かそういった能力を持っている子どもを早期の段階で発見して、小学校中学校、高校そして大学までそういったものを伸ばすことを想定しております。ただ現段階では幼稚園で発見して、そして小学校にこの子はこういった特異な才能を持っているなど、そういったところを引き継いで支援をしていくということを考えております。情緒的に不安定であったり課題があるお子さんでも、すごく特異な才能を持っている、いわゆるギフテッドと言われるお子さんを早期に発見して伸ばしていければと考えて導入したものになります。いろいろな活動といっても、今申しましたように、海での活動とか温泉での活動など、子どもたちが活動するのをスタッフが詳細に記録をしていきながら、様々な視点、例えばコミュニケーション能力はどうだろうかとか、何かこう観察する力を持っているのではないかと、5つぐらいの視点を持って子どもたちを観察して、この子はこの5つのレンズの中のこの部分が秀でているなどというのを見つけていく、というような事業になります。

新谷委員 それは幼稚園の先生がするのですか。

学校教育課長 いえ、これは委託業者がスタッフとともに記録して、そしてその記録したものをまた業者に分析をしてもらって、才能を見つけていくというものになります。

新谷委員 やり方は、幼稚園全部をスタッフの方が回って、幼稚園の先生たちと一緒に普段の遊びとか、そういう中で発見していくということですか。

学校教育課長 実施する日が限られています。全園児を海に連れて行くのが5月。そして温泉回では9月から10月の初めぐらいに幼稚園児を全員集めて、そして園児5人につきスタッフが1人つく、1グループ園児5人構成でそのグループに1人スタッフがついて、観察して記録を取っていくということを考えております。

新谷委員 新しい試みですので、ぜひその結果をまたこの委員会で知らせてもらいたいと思います。どんないいことがあったのかとか、幼稚園の先生たちがどんな声を持っているのかとか、それがもし継続してできたらいいと思いますのでぜひ結果をお知らせしてください。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。

田中委員 7ページの17番です。フリースクール等民間施設運営支援補助金の内訳で、4施設を想定して、と書いているのですが、具体的にあるのでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 今別府市内でこちらがフリースクールとして認定している施設が2つございます。大分市などでフリースクールをされているところが別府市に参入することもあるかもしれないということで、そこを見越して4施設ということで予算を計上したという経緯です。

田中委員 4施設を想定していますが、施設の大きさなど比率で分配ではなく2施設しかなかったら2で割るということですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** その2施設のみです。上限が4施設分ということで予算をとっています。

田中委員 その2施設はどのくらいの児童生徒数なのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 夏の時点では、2施設で継続的に通っているお子さんが十数名でした。

山本委員 フリースクールのところですが、お金がいろいろ書いてあってよく分からなかったんですけども、谷口議員が聞かれたのは、フリースクールの運営費ですよね。運営費ということは、毎年この額が施設に補助されるという認識でよろしいのでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 100万円を上限に年間1回ということになります。運営費、人件費、備品購入費が含まれております。

山本委員 それから泉議員の部分ですが、最初の100万円に関しては年1回補助があって、これも毎年という認識でよろしいですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** はい。

山本委員 そのあとのくだりでは、1施設あたり50万円を限度に1回のみ補助というのは、認定されて1回だけ50万円出ますよということですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** おっしゃるとおりでございます。防犯カメラ等の装置等をつける費用になっておりますので、そこは1回だけ上限50万の補助ということで、毎年

ではございません。

山本委員 ということは、毎年出る金額としては最大いくらになるのですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 もしも安全支援の施設等を作らなければ、人件費等で4施設400万円ということになろうかと思います。

山本委員 安全施設を作った場合は450万円。それに補助対象経費の2分の1以内で1施設あたり100万円と50万円、さらに100万円ということですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 いえ、人件費が年間100万円までです。安全整備面については1回のみ50万円まで補助するという形になっています。

山本委員 それとは別に、保護者負担金の補助というのも出るのですか。それはどのくらいですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 月の利用料の額に4分の3をかけまして、上限については1人につきひと月3万円までとしています。

山本委員 それが保護者負担金の補助金。保護者はフリースクールを利用するのにお金の支払いが必要になってくるという認識でよいですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 やはり利用料はかかってきます。利用料につきましては施設によって全然金額が違いますので、保護者負担を補助するというのがその要綱になっております。

山本委員 小中学校というのは基本的には義務教育で、そこについては負担はないんですよね。でもフリースクールについては、大体総額してどのくらいの負担金が発生しているのですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 施設の方が出してきたものを見ますと、1回あたり3,000円というところが多いかなと感じております。

山本委員 それは特に、このくらいの金額に設定しなさいとか、そういうのは市の指導等があるわけではないのですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 ありません。

山本委員 後ろに資料がついていますが、これはあとで説明があるのですか。

学校教育課参事 兼教育相談センター所長 その他の項でご説明いたします。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。3月議会、かなり大きな課題が出されたので、各課でしっかりと整理して対応しなければいけないと思っております。

ます。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他の項に入ります。その他（１）別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** それでは議案書の 20 ページをご覧ください。現行では様式第 7 号の 3 項に補助の対象とする経費を記入する欄がございますが、利用料の内訳を記載する欄がございません。改正理由は 18 ページでございますが、今回、内訳を記入していただく欄を作り、申請された経費が補助対象経費であることを確認できるように変更いたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 少し心配な面があって、例えば医療機関というのは保険料だったり監督されるところが監査に入ったりして内容調査されるのですが、障害福祉などはそれがちょっと弱いというふうに言われていて、それでも多少別府市が監督をしていたりすると思います。別府市内では、放課後デイですか、人員が足りずにいろいろ不正な事件が起こって、かなり大規模にやっていたところが廃業をして、他のいろんな施設がそれを継承するという事態が数年前に起こりましたけれども、このフリースクールに関して、別府市として、いろいろ補助を出しながら、それに対する報告だったり管理だったり、そういうことがきちんとできるのかというのが心配です。それこそ一番被害に遭うのは子ども自身だったりするわけで、その辺の体制について、ちょっと全部読み込めてないので私も分かりませんが、別府市としてどのように管理監督していくのかというところを教えてください。

教育部長 委員がおっしゃるとおりで、やはり公の施設として別府市から公金を補助金として支出をいたしますので、その施設に関しましては、公の管理というところが非常に重要なことだと思っております。要綱の中では、市長が補助事業者に対して必要な報告を求めることができる、ということと、また市の職員に実地の検査をさせることができるという規定を設けさせていただいております。必ず公の支配というところが、補助金を支出する上では前提となりますので、その辺は他の事例がありますので、しっかりと対応していきたいと考えております。

山本委員 最初の認可する部分というところで、実地で調査に行くとか、そういう書類も整えてという話になると思いますけど、認可の部分でこういう制度もあるのでしょうか。それとももう手挙げしたらそれを出すということですか。

教育部長 まずフリースクールの対象が、こういう施設でなければいけないという項目が 12 項目あります。対象者につきましてもそうなのですが、かなりの制限を設けておりまして、その規定に基づいて設置されるフリースクールということで、かなり縛りを入れているというところは間違いございません。

山本委員 ぜひきちんと管理監督していただいて、名簿にあるけど人がいないというようなことがないようにですね。これをぱっと見たら、フリースクールも何日行けばいいのかというところと月 1 回行けばいいとかそういうことではなかったですか。

教育部長 フリースクールにつきましては、週 3 日以上、概ね 1 日当たり 4 時間以上開所するというところと、あとは児童生徒が 3 人以上継続して通所することとか、その辺の規定がございます。

山本委員 児童生徒に関しては月に 1 回行った人の名前を挙げる、というようなこともありましたね。

寺岡教育長 その辺りは次のその他（2）にありますので、先にご説明いたします。

◎ その他（2）

寺岡教育長 では、その他（2）別府市フリースクール等民間施設運営支援補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** それでは議案書の 21 ページをご覧ください。フリースクール等民間施設運営支援補助金交付要綱についてご説明いたします。制定の理由といたしましては 28 ページに書いておりますが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会の確保の理念にのっとりまして、不登校児童生徒の学校以外で教育を受ける機会の確保を図るためにフリースクール等に対して補助金を交付することに関し、新たに要綱を制定するものでございます。補助金額については、先程ご説明をしたとおりです。対象施設についても先程部長が説明しましたが、不登校児童生徒に対して学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の通所型施設で、別府市内にあること、1 年以上の活動実績や 3 人以上が継続して通所していること、週 3 日以上概ね 1 日当たり 4 時間以上開所していることなどの要件を全て満たすというところで認可をすることとしております。以上でございます。

山本委員 先程の質問の続きですが、33 ページの 4 番、受入児童生徒数のところで、申請日時点で月 1 回以上継続的に通所している児童生徒、ということは、月 1 回行っていけばいいわけですね。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 月 1 回継続的に、という形になります。

山本委員 それを、これは年間で見るわけですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** その時点で、年間月1回以上継続して来ている児童生徒がどれぐらいいるかということを書いてもらいます。

山本委員 もし12か月のうち1か月満たさなかったらどうするのか。2人しか来ない月がありました、となると辞退をするのか、1回出してしまえばそれは返さなくてもいいのか。実は医療のほうはものすごく厳しくて、例えば何%これをしなさいといろいろ書いてあって、もしそれを満たさなかったときに翌月辞退するわけです。これは満たせませんのでと辞退して、そういうなかなか細かい規定がたくさんあるんですけども、例えば、申請の時点で3名来ていること、これが毎年行われるのであれば、どの統計を取るのかとか。そういう細かい規定がそもそもあるのかという。どういうふうに判断していくのか。それこそこういう数というのは、気を付けないとうごまかされてしまうところがあるのではないかと心配します。

教育部長 こちらはもちろん補助金ですので、各年度の実績に基づきまして交付するということになります。決して事業の前に交付するわけではなくて、今言いましたこの要項に規定されている12の制限がございしますが、これをすべて満たしていることを前提として、年度末に補助金を支出するものとなります。

山本委員 例えばいちばん簡単な方法としては、校長先生がこの事業所と連携をとってもいいのですが、実際行っているのは生徒さんですから、生徒さんなり生徒さんの親御さんなり、実際どのぐらい行かれましたかということを確認するとか、それと事業者が出してきた実績表が一致するかとか、そういうものは比較的簡単にチェックできるのではないかと思います。何かそういうチェック体制というのが必要ではないかというふうには思いました。

教育部長 ご指摘ありがとうございます。これは来年度初めて導入する事業ですので、委員の言われましたチェック体制につきましては、照合するような形でしっかりやっていきたいと思えます。

新谷委員 私も以前、あまり良くない環境で、犬とか猫とかたくさんいる中に、子どもがぼんと入っているようなところもありましたし、教育じゃないですが、その方がどういう資格を持って子どもを見ているのかということもすごく疑えるような、そういう施設も見たことがあります。保護者としては、学校には行けないけども、家から出てそういうところで誰かと一緒に勉強したり休んだりすると、やはり安心するので、私はその大事な存在であると思うのですが、あまりにいい加減とか無責任であれば、やはり補助金の対象からは外れるというようなことはしたほうがいいのではと思います。だから抜き打ちチェックではないですが、時々学校の先生とか教育委

員会の方が行ってみて、今日はどんなことをしているのかとか、体制がどうなのか、環境がどうなのか、きちんと見たほうがいいのかというのを個人的には思いました。

寺岡教育長 補助金ですので、そこはしっかり証拠を出さないといけないですね。その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他

【概要】 ※令和8年4月定例教育委員会の開催日程について、令和8年4月27日（月）17:30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和8年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。